

国民健康保険税の見直し

国民健康保険の財政運営は平成30年度から県が主体となり、国民健康保険税の算定税率は、毎年、県が示す標準保険料率をもとに市が決定します。税率変更による被保険者の皆さんの急激な負担増を回避するため、橋本市国民健康保険事業基金の繰入れを計画的に行い、税率の激変緩和を図っています。



【保険年金課】

基礎控除額などの変更

税制改正に伴い、所得割算出の基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられました。また、均等割と平等割が軽減される世帯の前年分総所得金額などの基準を次のように変更しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

| 軽減割合 | 変更後 |
|------|--|
| 7割 | 43万円+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下の世帯 |
| 5割 | 43万円+10万円×(給与または年金所得者の数-1)+28.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者)以下の世帯 |
| 2割 | 43万円+10万円×(給与または年金所得者の数-1)+52万円×(被保険者数+旧国保被保険者)以下の世帯 |

国民健康保険税の算定内訳の変更

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分について、それぞれ、所得割、均等割、平等割の3つの項目を算出し、年税額を決定しています。本年度は下記のように算定内訳を変更しました。

| 税内訳(前年度比) | 医療分 | 後期高齢者支援金分 | 介護分 |
|-----------|-------------------|----------------|----------------|
| 所得割の率 | 6.9% (+0.4%) | 2.1% (+0.2%) | 2.0% (+0.1%) |
| 均等割の額 | 24,900円 (+1,200円) | 9,300円 (-100円) | 9,600円 (+300円) |
| 平等割の額 | 21,200円 (-100円) | 7,600円 (-400円) | 5,400円 (増減なし) |

問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

市税はまちづくりの貴重な財源です

市民の皆さんに納めていただいた市税は、教育や福祉、医療など社会での助け合いや、道路、上下水道、公園などの整備、防災に関わる公的サービスなど、生活するための快適な社会空間を維持、発展させるために使われる大変貴重な財源です。



【税務課】

市税は納期限内に納付しましょう

市税は、納期限内に納付することが原則です。納期限を過ぎると滞納となり、督促状や催告書が送られるほか、本来の税額に併せて督促手数料・延滞金も納めていただくことになります。

なお、納付は便利で安心・確実な口座振替をご利用ください。

困った時は、ご相談ください

災害や、病気、失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を納期限内に納付することが困難な人は、税務課収納係までご相談ください。

問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

Q税などを口座振替にしたいのですが？

A橋本市取扱金融機関（紀陽銀行、南都銀行、関西みらい銀行、三菱UFJ銀行、紀北川上農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局）の窓口にて、預貯金通帳、印鑑（通帳の届出印）を持参の上、お申し込みください。

Q納付書を無くしてしまい、納付できません。

A納付書を再発行しますので、至急、税務課収納係までご連絡ください。

Q平日は仕事で納付に行けません。

Aコンビニエンスストアやスマートフォンでも納付できますので、ご利用ください。

市営住宅の入居者を募集します

市では、9月入居分の市営住宅の入居者を下記のとおり募集します。申込資格など詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問い合わせください。



【建築住宅課】

▶入居予定日

9月24日(金)

▶申込用紙配布と申込受付期間

6月14日(月)～7月9日(金)

※土・日曜日を除く

午前8時30分～午後5時15分

▶必要書類および申込方法

手続きに必要な書類を「市営住宅募集要綱」でご確認の上、持参または郵送（受付期間内必着）で申し込んでください。募集要綱は、建築住宅課、図書館、中央公民館、各地区公民館および市ホームページで入手できます。

▶募集住宅

| 住宅名 | 所在地 | 構造等 | 建設年度 | 募集戸数 | | 家賃月額(円) | 間取り | 備考 |
|--------|----------|-------|-------|------|---|---------------|-----|----|
| | | | | 優先枠 | | | | |
| あけぼの | 神野々103 | 簡耐2階建 | 昭和49年 | 2 | 1 | 16,800～21,300 | 3DK | |
| 野 | 野124-1 | 中耐4階建 | 昭和56年 | 1 | 0 | 17,400～26,000 | 3DK | 4階 |
| 東家 | 東家4-5-15 | 中耐4階建 | 昭和52年 | 1 | 0 | 15,800～23,600 | 3DK | 4階 |
| 原田C | 原田106-1 | 簡耐2階建 | 昭和49年 | 2 | 1 | 16,800～22,800 | 3DK | |
| 伏原第3団地 | 伏原859-1 | 簡耐2階建 | 昭和59年 | 1 | 0 | 21,700～32,300 | 4DK | |

※優先枠…母子・父子世帯や多子世帯などは、入居者の選定について優先的な取扱いを受けられます。

▶申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）

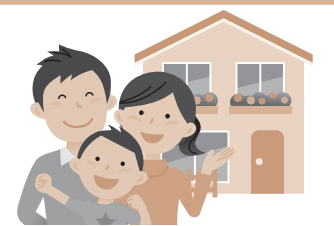
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



◀市営住宅入居者募集ページへの二次元コード

橋本市への移住を応援します

橋本市への移住を応援するため、新築住宅取得および空き家の賃借、購入に対して、補助金を交付します。



【シティセールス推進課】

転入夫婦 新築住宅補助金

夫婦共に市外から転入し、新築住宅を取得した満40歳未満の夫婦に対し、30万円の補助金を交付します。

空き家お試し 暮らし応援補助金

市外在住の人が、わかやままたは橋本市空き家バンク登録済の住宅を賃借した場合に、仲介手数料や最大3カ月分の家賃の2分の1の額（上限16万円）を交付します。

空き家移住 応援補助金

転入に伴いわかやままたは橋本市空き家バンク登録済の住宅を購入した場合、取得費の2分の1の額（上限20万円。夫婦いずれかが40歳未満の場合、上限30万円）を交付します。

※その他の要件については、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ シティセールス推進課 ☎33-6106